

# 住宅手当を廃止せよ！

## 井手たくの問い

自宅に係る住居手当についてお伺いいたします。国家公務員の自宅に係る住居手当については、昨年度、人事院から廃止の勧告が出され、国においてはこの自宅に係る住居手当を廃止することとなりました。

ほかの都道府県の状況ですが、北海道を初め11道県が昨年度中に廃止をしており、今年4月から廃止した県も2県あります。

県として、自宅に係る住居手当については見直す必要があると考えますが、どのようにお考えか、ご所見をお伺いいたします。

## 人事委員会委員長（高井佳江子）

さまざまな角度から検討しているところでございますが、私としましては、何らかの見直しは必要ではないかと考えているところでございます。



## 住宅手当の全国状況

資料：議会局制作調査課作成資料より抜粋

(単位：円)

国体別	手当別 借家等 (最高支給限度額)	所有住宅
		新築・購入から5年間
国	27,000	2,500 (H21.12 廃止)
北海道	27,000	2,500 (H21.12 廃止)
青森	27,000	2,500 (H21.12 廃止)
岩手	27,000	2,500 (H21.12 廃止)
宮城	27,000	2,500 (H22.4 廃止)
秋田	27,000	2,500 (H21.12 廃止)
山形	27,000	2,500 (H21.12 廃止)
福島	27,000	2,500 (H21.12 廃止)
埼玉	27,000	2,500 (H21.12 廃止)
千葉	27,000	4,300
東京	所有住宅と同じ	9,000
<b>神奈川県</b>	<b>28,000</b>	<b>6,300</b>
新潟	27,000	2,500 (H21.12 廃止)
富山	27,000	

井手たくの質問の直後、神奈川県人事委員会より次の文書が出された。

## 職員の給与に関する報告及び給与改定に関する勧告。

自宅に関わる住宅手当は廃止することが適当であり、任命権者においてその検討を進める必要があります。

資料：神奈川県人事委員会より抜粋

# 退職手当算定方法を見直せ！

## 井手たくの問い

次に、退職手当についてお伺いします。国においては、退職する職員の勤続期間に1年を超える端数月がある場合は、その端数月を切り捨てて退職手当を算出しておりますが、本県においては、「職員の退職手当に関する条例」に基づき、端数月を算入して算出することとなっております。国に比べれば厚く措置されているところであります。

全都道府県の状況を調査してみたところ、40府県において勤続期間に端数月がある場合はこれを切り捨てて退職手当を算出しており、本県と同じく月数で按分している県は、本県を含め2県という結果となっております。

本県の退職手当については、国の算出方法も踏まえ見直す必要があると考えますが、どのようにお考えか、知事のご所見をお伺いいたします。

## 松沢知事の答え

国や他県の状況も参考にしながら、改めてその算出方法について、今後、検討してまいりたいと考えております。

神奈川県職員の退職手当に関する条例本文では、一律切り捨てと書いている。しかし真実は条例の附則にあった。国に比べて神奈川県の退職手当は厚く措置されていることが判明。福祉・医療費への県税投入が急激に増加する中、この手当制度も、住宅手当同様放置できない。

